

社会福祉法人いきいきのびのび 役員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いきいきのびのび（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会以外の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 1日につき5,000円

宿泊料 1泊につき10,000円

4 費用弁償、日当及び宿泊料については、その都度、現金により支給する。

(改 正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、2014年（平成26年）7月18日から施行する。

2017年（平成29年）6月22日一部改訂し、施行する。

2019年（平成31年）2月2日に一部改訂し、施行する。